デイサービスセンター未来　重要事項説明書

１．事業者について

法人名	医療法人　誠仁会
法人所在地	三重県鈴鹿市平田１丁目３番７号
電話番号	（０５９）３７８－１４１７
代表者氏名	理事長　田中　彩子
設立年月日	昭和６３年４月１日
介護保険指定番号	
指定通所介護	２４７０３００８８６
第１号通所介護事業	２４Ａ０３００９２１

２．事業所の概要

事業所の種類	指定通所介護事　平成１５年　４月　１日　三重県指定 第１号通所介護事業　平成６年　４月　１日　鈴鹿市指定
事業所の名称	デイサービスセンター未来
事業の目的	指定通所介護事業所及び第１号通所介護事業は生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練員が要介護認定者に対して日帰りにて、入浴、食事の提供等の日常生活や機能訓練等を行うことを目的としている。
事業所の所在地	三重県鈴鹿市平田１丁目２番８号
電話番号	（０５９）３７０－８００８
代表者の氏名	管理者　舘　晴美
事業所の運営方針	指定通所介護事業所及び第１号通所介護事業は要支援状態又は要介護状態になった場合においてもその利用者が可能か限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の心身及び精神的負担の軽減を図るものとする。
開設年月日	平成１５年　４月　１日

３．事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域	鈴鹿市・亀山市
営業日及び営業時間	月～土（１月１日～１月３日を除く） 午前８時２０分～午後５時２０分

４．利用定員

１日につき５０名　但し、土曜日は４０名

５．職員の体制

職種	員数	備考
管理者	１人以上	
生活相談員	２人以上	内１名　管理者と兼務
看護職員	２人以上	
介護職員	１０人以上	
機能訓練指導員	３人以上	内２名　看護職員と兼務
事務職員	１人以上	
送迎職員	５人以上	

６．従業者の職務内容

（１）管理者は、指定通所介護事業所及び第１号通所介護事業サービスに携わる従業者の管理、指導を行う。

（２）生活指導員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画・指導を行うほか、市町村との連携を図る。

（３）看護職員は、検温、血圧測定等のバイタルチェックを行うほか、利用者のサービス計画に基づく看護を行う。

（４）介護職員は、利用者のサービス計画に基づく介護を行う。

（５）機能訓練指導員は、介護プログラムに基づき機能訓練の実施、指導を行う。

（６）事務職員は、一般事務及び庶務に関することを行う。

7．サービス内容

○食　事

当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

［食事時間］昼食･･･午後０時　　おやつ・・・午後３時

○入　浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要するご利用者には、特別浴槽で対応します。

○排　泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

○機能訓練

機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

○健康管理

看護職員が、健康管理を行います。

○レクリエーション

介護職員等が、ご利用者の心身等の状況に応じて、楽しみや生きがいの創出を目的に実施します。ボランティアによるレクリエーションも実施します。

８．通所介護サービスの利用日の中止・変更・追加

（１）ご利用者は利用期日前において、指定通所介護事業所及び第１号通所介護事業サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに当事業所に申し出ていただきます。

（２）ご利用者からの上記申し出に対して、事業所が満員で、ご利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議する場合もあります。

９．事故発生時の対応

（１）当事業所は、指定通所介護事業所及び第１号通所介護事業サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するものとします。また、「事故取扱手順」に基づき必要な措置を講じるものとします。

（２）当事業所は事故の防止に努め、安全かつ適切な介護サービスの提供体制を確立することを目的に、事故防止対策委員会を設置し、事故の防止策の検討及び研究等に努めます。

１０．要望及び苦情の申出

（１）当事業所に対しての要望及び苦情は、迅速かつ適切に対応いたしますので、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函又は次の窓口に申し出て下さい。

・介護老人保健施設アルテハイム鈴鹿　　担当窓口：事業課長　原

通所統括マネージャー　菊山

℡（０５９）３７０－０６５３

（２）当事業所以外でも、ご相談や苦情などについては、下記の窓口でも受け付けています。次の窓口に申し出てください。

・鈴鹿亀山地区広域連合　℡（０５９）３６９－３２０１

・国保連合会　介護保険課（苦情相談専用電話）　℡（０５９）２２２－４１６５

要望及び苦情を受け付けた場合は、「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要に基づき処理体制手順に従って、対応いたします。

１１．虐待の防止対策

・当施設は、利用者の人権擁護、虐待の発生または再発を防止するため、虐待防止を検討する委員会を定期的（２ヵ月に１回）に開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底をおこないます。また、防止のための指針の整備、定期的な研修、適切に虐待防止を実施するための担当者を設置しています。

担当者：通所統括マネージャー　菊山

デイサービスセンター未来　管理者　舘

１２．業務継続計画の策定及び訓練

・当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護事業所及び第１号通所介護事業サービスの提供を継続実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その計画に従い、研修及び訓練を定期的に実施しています。また、災害時備蓄を整備し、災害時等での業務運営に対応できる体制を整えています。

１３．職場におけるハラスメントの防止

・当施設は、適切なサービス提供と従業者の就業環境の保護を図るため、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止に関する方針を明確化し、必要な体制を整備しています。研修及びマニュアルの整備、相談窓口を設置しています。

１４．非常災害対策

・防災設備　　消火器・自動火災報知設備・非難器具
　　・簡易式スプリンクラー・火災通報設備・誘導灯
・火災避難訓練　　年２回

１５．禁止事項

当施設では、多くの人に安心して療養生活を送っていただくために、次の事項に関しては禁止しております。

・宗教の勧誘
・特定の政治活動
・ペットの持ち込み
・金銭等の授受
・飲食物の持ち込み

〈別紙１・通所介護〉

デイサービスセンター未来について

１．介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり介護保険証を確認させていただきます。

２．通所介護サービスについての概要

通所介護については、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当事業所をご利用いただき、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所介護計画が作成されますが、その際、利用者・保証人の希望を十分取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

３．利用料金

（１） 基本料金

利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

《介護給付》１日あたりの自己負担分です

〔３時間以上４時間未満〕

・要介護１	３７０単位
・要介護２	４２３単位
・要介護３	４７９単位
・要介護４	５３３単位
・要介護５	５８８単位

〔４時間以上５時間未満〕

・要介護１	３８８単位
・要介護２	４４４単位
・要介護３	５０２単位
・要介護４	５６０単位
・要介護５	６１７単位

〔５時間以上６時間未満〕

・要介護１	５７０単位
・要介護２	６７３単位
・要介護３	７７７単位
・要介護４	８８０単位
・要介護５	９８４単位

〔６時間以上７時間未満〕

・要介護１	５８４単位
・要介護２	６８９単位
・要介護３	７９６単位
・要介護４	９０１単位
・要介護５	１，００８単位

〔７時間以上８時間未満〕

・要介護１	６５８単位
・要介護２	７７７単位
・要介護３	９００単位
・要介護４	１，０２３単位
・要介護５	１，１４８単位

〔８時間以上９時間未満〕

・要介護１	６６９単位
・要介護２	７９１単位
・要介護３	９１５単位
・要介護４	１，０４１単位
・要介護５	１，１６８単位

※サービス提供体制加算（Ⅲ）　　６単位／回
※科学的介護推進加算　　４０単位／月
※通所介護個別機能訓練加算（Ⅰ）イ　　５６単位／回
※若年性認知症利用者受入加算　　６０単位／日
※送迎を行わない場合は、片道につき４７単位減算されます。
※通所介護サービス計画上、入浴介助を行うこととなっている場合は、通所介護サービス費に４０単位加算されます。
※栄養改善加算　　１５０単位／回（１月に２回限度）
※栄養スクリーニング加算　　５単位／回（６月に１回限度）

◆ご利用者の介護度別サービス１ヶ月の所定単位数に、介護職員等処遇改善加算（Ⅱイ）として 10.9%が別途加算されます。
◆１単位あたり 10.27 円で計算され、ご利用者様のご負担は総合計の１割又は２割又は３割となります。

（２）その他の料金
①食　費／１日　　８５８円
事業所で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いただきます。
②日用品費／１日　　８４～１１５円
石鹸・ティッシュペーパー・おしぼり等の費用であり、事業所で用意するものをご利用いただく場合にお支払いただきます。
③教養娯楽費　　７４～１０５円
レクリエーション等で使用する、折紙・画用紙等の費用であり、事業所で用意するものをご利用いただく場合にお支払いただきます。
④理美容代　　カット・・・１，８００円　　顔剃り・・・５００円
理美容をご利用の場合にお支払いただきます。
⑤行事費　　（その都度実費をいただきます。）
外出行事、初詣等に参加された場合にお支払いただきます。
⑥健康管理費
インフルエンザ予防接種等に係る費用でご希望の場合にお支払いただきます。
⑦その他の費用
園芸教室などのクラブ費・・・必要な場合はその都度実費をいただきます。

〈別紙１・通所型サービス〉

デイサービスセンター未来(通所型サービス)について

１.介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり介護保険証を確認させていただきます。

２.通所型サービスについての概要

通所型サービスについては、要支援１・２,サービス事業対象者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当事業所をご利用いただき、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所介護計画が作成されますが、その際、利用者・保証人の希望を十分取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

３.利用料金

（２） 基本料金

《要支援１・事業対象者》	１回～４回まで	（１回につき）	４３６単位
	４回を越える	（１月につき）	１，７９８単位
《要支援２》	１回～８回まで	（１回につき）	４４７単位
	８回を超える	（１月につき）	３，６２１単位

※サービス提供体制加算(Ⅲ)	要支援１・事業対象者	２４単位／月
	要支援２	４８単位／月
※科学的介護推進加算		４０単位／月

◆ご利用者のサービス１ヶ月の所定単位数に、介護職員等処遇改善加算(Ⅱイ)として 10.9%が別途加算されます。

◆１単位あたり 10.27 円で計算され、ご利用者様のご負担は総合計の１割又２割・３割となります。

（２）その他の料金

①食　費／１日　８５８円

事業所で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いただきます。

②日用品費／１日　８４円

石鹸・ティッシュペーパー・おしぼり等の費用であり、事業所で用意するものをご利用いただく場合にお支払いただきます。その方により金額が異なります。

③教養娯楽費　１０５円

レクリエーション等で使用する、折紙・画用紙等の費用であり、事務所で用意するものをご利用いただく場合にお支払いただきます。その方により金額が異なります。

④理美容代　　カット・・・１，８００円　　顔剃り・・・５００円

理美容をご利用の場合にお支払いただきます。

⑤行事費　　（その都度実費をいただきます。）

外出行事、初詣等に参加された場合にお支払いただきます。

⑥健康管理費

インフルエンザ予防接種等に係る費用でご希望の場合にお支払いただきます。

⑦その他の費用

園芸教室などのクラブ費・・・必要な場合はその都度実費をいただきます。